



岐阜県労委にあっせん申請!! 法人は3月中の団交開催を!!

JR東海労は、組合員が所属する社会福祉法人成蹊会に対し2月18日付の「団体交渉開催の日程について」と題した申入れで「第1回賃金団交を3月中に開催すること。」を要求しました。

しかし、法人の回答は組合の要求を全く受け入れる姿勢はなく、代理人である弁護士からの「ご連絡」と題する回答では令和8年4月14日火曜日、同月15日水曜日もしくは同月16日木曜日のいずれかの日程、というものでした。

組合は、この回答について納得できるものではなく、本日（3月4日）、岐阜県労働委員会に対して3月中の団交開催を求めてあっせん申請しました。

同時に法人に対して、法人が団交開催日程について再考するのであれば組合はあっせんを取り下げる用意があるので、3月中の開催を求める。3月開催の日程調整がつかないのであれば4月第1週の開催を求めるという申し入れをしました。